吸収分割公告

左記会社は、吸収分割により、甲は乙のホームセンター事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月十五日
掲載頁　五十七頁（号外第五十一号）

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月三十一日
掲載頁　八十六頁（号外第十九号）

平成二十九年四月二十八日

(甲) 株式会社日本エントコ
代表取締役　国本　明善
東京都江東区大島二丁目二番一号

(乙) 日本ヒューレット・パッカード株式会社
代表取締役　吉田　仁志
東京都江東区大島二丁目二番一号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のグループ会社に対するビジネスサポート事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル

(甲) デロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社
代表社員　デロイトトーマツ合同会社
職務執行者　近藤　聡
東京都港区港南二丁目一五番三号品川インターシティ

(乙) デロイトトーマツ合同会社
代表社員　小川陽一郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりサイオステクノロジー株式会社（乙、東京都港区南麻布二丁目一二番三号サイオスビル）のグループ管理事業以外の全ての事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年七月一日（予定）であり、当社の株主総会の承認決議は平成二十九年三月二十九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十九年四月二十八日
東京都港区南麻布二丁目一二番三号サイオスビル
サイオステクノロジー分割準備株式会社
代表取締役社長　喜多　伸夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は乙がその事業に関して有する権利義務の一部を承継させ甲はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三六号）

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三六号）
平成二十九年四月二十八日
横浜市神奈川区守屋町三丁目九番地三〇

(甲) 安田運輸株式会社
代表取締役社長　永野　明宏
横浜市神奈川区守屋町三丁目九番地三〇

(乙) 株式会社ワイズ・プラスワン
代表取締役社長　永野　明宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のサービスエリア物品販売業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.entetsu.co.jp/koukoku/550/

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。
平成二十九年四月二十八日
浜松市中区砂山町三二〇番地の二

(甲) 株式会社遠鉄百貨店
代表取締役　太田　勝之
浜松市中区旭町一二番地の一

(乙) 遠州鉄道株式会社
代表取締役　斉藤　薫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の浦添事業所の介護福祉事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年四月二十八日
沖縄県那覇市前島一丁目四番二〇号

(甲) 合同会社ひまわり
代表社員　與那覇　健
沖縄県宜野湾市字宇地泊八〇番地の一

(乙) ユーティープラス有限会社
代表取締役　泉　治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社カームボールド（住所東京都渋谷区円山町三番六号）に対して当社のアドテクノロジー事業のうちスマートフォン向け動画アドネットワーク事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

なお、本会社分割は会社法第八〇五条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十九年四月二十八日
東京都渋谷区円山町三番六号
株式会社フルスピード
代表取締役　友松　功一